

莊嚴講惣中 參

【白山比咩神社文書】

一四一六

白山莊嚴講免、宮永竹内兵衛分、在坪者從村西氏松之境ニ御座候。御年貢者一段分米二石處也。但此内三斗五升之處曳物可給候。但殘而一石六斗五升之分者、圖法ニ急度相立可申候。仍爲後日一筆如件。

永祿四

二月四日

宮永竹内 八郎二郎 在判

莊嚴講惣中 參

三月。三好義長、春日局に、西郡某の依頼に依り、その知行分能美郡北白江莊の幕府料所たるべきを停められんことを請ふ。

【室町殿日記】

一四一七

かしう北しら江のせうの事に付て、一色式部丞杉原を以て、にしむきのつほねまで申入候。なをいろ／＼のまきひども御入候て、白江帶刀と申ものひさしくかへをき

候て、御ことはり申上候つるところに、こんど御れうし

よにふせらるべきよし御さ候。西のこほりの事、十一二代このかた、いさゝかさうゐなく候て、御公用をもしら

江かたよりうん上申事ニ候。たゞいま京に候はん事めい

さだめ候て、よろしやうよりもやうしにつかまつり候よしニ候。すなはちいまにかへをき申候。其だんはさだ

めてぬまだかたよりも申候はん。いまにしら江の事此は

うにかへをき候。この段さい／＼いせのかみをもつて、

やうすども申いれ候つるよしニ候。いづれもしかるべきやうニ御とりなしたのみ入／＼。いくへも御ことはり申上候はんまゝ、きこしめし分られ候はど、かたじけなく

(三好義長) ちくぜんかみ

かすがの御つぼね

人々申給へ

(この文書は室町殿日記永祿四年三月の上條に載せ

たり。故にこゝに列す。永祿五年四月十七日の條參照。) 三月。鳳至郡中居北の鑄物師等、正親町天皇御即位の祝儀を進納す。

【中居鑄物師傳書】

一四一八

鳳至郡 御即位御祝儀事

合參百疋者

右所請取申如件

永祿四年三月

(御倉兵庫) 在判

能州中井北

釜屋御大工中

【中居鑄物師傳書】

一四一九

爲金燈籠之御祝儀、任先例如透狀請取申候。仍狀如件

永祿四年三月

御倉兵庫 在判

能州中井

釜屋大工御中

(正親町天皇の即位は永祿三年正月廿七日に在り。)

四月廿三日。能登守護畠山義綱、珠洲郡高座宮別當高勝寺をして、本願寺が越後に策應せんとするを以て軍資を進納せしむ。

【須須神社文書】

珠洲郡

一四二〇

就大坂越後御計策、御出錢七貫文、限來十日可有進納候。若日限於相違者、在所へ可入催促之旨、依仰配符如件。

永祿四 卯月廿三日

(長) 連 理 在判

日付之下へ可被納候。

正 誠 在判

(宗) 好 在判

(長) 隆 在判

(綱) 秀 在判

(英) 教 在判

三崎寺家中

六月十八日。足利義輝、本願寺をして、清水某の二宮某知行分能美郡廣瀬代官職を濫妨するを